



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

児童手当制度を ご存知ですか？

●支給対象

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給されます。

お子さまが児童福祉施設等に
入所されている場合、このお
さまのご両親は児童手当を受け
ることが出来ません(施設設置
者が受給者となります)。

●支給月

原則として、毎年度の6月、10
月、2月にそれぞれの前月分ま
での手当を支給します。

●支給額

区分	所得制限以下 の場合 (月額)	所得制限 を超える場合 (月額)
0～3歳未満	15,000円	5,000円 (一律)
3歳～小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※児童の人数(第○子)は、18歳到達後の最初の3月31日
までの間にある児童の中で数えます

●届出が必要なおとき

- ・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
- ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった
- ・受給者が公務員になった、もしくは公務員でなくなった
- ・振込口座を変更した(受給者名義の口座に限ります)

詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

地域福祉の推進役 ―民生・児童委員が 一斉改選されました―

平成28年12月1日付けで民生・児童委員の全国一斉改選が行われ、日高町でも24人の方々が厚生労働大臣より委嘱されました。このうち2人の方が、同日付で同大臣より主任児童委員に指名されました。任期は3年。

民生・児童委員さんには、住民福祉の身近な相談、援助者として常に社会奉仕の精神を持って活動していただいています。

また、主任児童委員さんには、児童福祉に関する事項を専門的

に担当していただいています。福祉問題で困ったときは、1人で悩まないで、まず地区担当の民生・児童委員さんにお気軽にご相談ください。

地区担当の民生・児童委員、主任児童委員は左表の方々です。

【民生・児童委員】

民生・児童委員は、地域社会の生活に困っている人、児童、障がい者、高齢者等のことで問題をかかえている人々に、相談、援助、情報提供を行う地域の奉仕者です。

厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼任しています。

また、児童福祉に関することを専門的に行う主任児童委員も配置されています。

地区担当民生・児童委員		
担当地区	氏名	電話番号
原谷	工徳 信治	63-2697
池田	玉井 かをる	63-2868
萩原	粟田 幹	63-3494
東光寺・内の畑	神田 秀昭	63-2343
内原駅前	楠山 和弘	20-5350
荊木	柳本 文弥	63-2715
高家北区	野田 宏治	63-3451
高家南区	西本 基	63-3427
小中	湯川 泰子	63-2170
柏	鈴木 加代子	64-2320
小杭・上志賀	戸上 暁子	64-2419
久志	畠山 澄男	64-2174
中志賀	上田 代志美	64-2436
下志賀	西保 昭子	63-2357
谷口	藤本 使朗	63-2800
小池	若野 美喜子	63-2704
小浦・方杭	山本 喜代一	64-2518
比井・津久野	野尻 由紹	64-3122
小坂	鈴木 幸代	64-2547
産湯	下野 史郎	64-3033
阿尾	木村 由利子	64-2324
田杭	清原 三鈴	62-2600
主任児童委員		
内原地区	鈴木 眞由美	63-2789
志賀・比井崎地区	尾上 純子	64-2268

病児・病後児保育事業のご案内

～子育て中のご家庭のみなさまへ～

■病児・病後児保育とは…

お子さまが、病気または病気回復期で集団保育ができない状態にあり、保護者の勤務の都合などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に保護者に代わりお子さまをお預かりするサービスです。(医師により受け入れが不可能と判断された場合には、ご利用いただけない場合があります)

■利用できる児童

- ①生後9週～就学前の児童
(ただし、特に必要な場合は小学3年生まで)
- ②医師(かかりつけ医など)の診断により、入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、この保育サービスの利用が可能だと医師が認めた児童
- ③保護者が何らかの理由(勤務・病気・事故など)により、家庭で保育が出来ない状況にある児童

■対象となる病気

- 風邪、下痢(腸炎)など、子供が日常的にかかる疾患(脱水症状はないが、保育所などに連れていけないとき)
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、保育所などでの生活には不安があるとき)
- 喘息などの慢性疾患(呼吸困難は強くはないが、保育所などには連れていけないとき)
- 骨折、熱傷などの外傷性疾患(症状が固定しても、保育所などには連れていけないとき)

■病児・病後児保育所

御坊市湯川町財部728-4
特定・特別医療法人 黎明会 北出病院
「病児保育室ひまわり」

利用時間 平日の午前8時～午後6時
(延長保育は、原則行いません)

休業日 土、日曜日、祝祭日と年末年始
(12月29日～1月3日)

■予約時間：午前8時～午後6時
■☎ 24・0144

■定員：6名

少人数制ですので、お預かりできる児童数に限りががあります。事前(前日)にご予約ください。

■ご利用料金

- (1)前年度市町村民税の課税世帯
(1日 2,000円 / 半日 1,000円)
 - (2)前年度市町村民税の非課税世帯
(1日 1,000円 / 半日 500円)
 - (3)生活保護世帯(全額免除)
- ※半日とは、5時間以内の保育です。

■ご利用の手順

お子さまが発熱など



かかりつけ医を受診



- ・入院加療の必要はなく、病児・病後児保育所での保育サービスが可能だと医師が診断。
- ・「医師連絡票」記載してもらい、医師より受け取る。

病児・病後児
保育所へ予約

・「医師連絡票」を受け取ると同時に、保育室へ病状を告げて予約(前日)してください。

病児・病後児保育所

北出病院「病児保育室ひまわり」

予約時間：午前8時～午後6時
☎24・0144



受け入れOKが出る



※(予約後のキャンセルは、速やかに保育室に連絡してください)

病児・病後児
保育所に入所

【当日お持ちいただく物】

- ①医師連絡票 ②利用申請書 ③同意書
- ④かかりつけ医より処方されたお薬
- ⑤子ども医療費受給資格証 ⑥健康保険証
- ⑦母子手帳 ⑧印鑑
- ⑨着替え、タオル、パジャマなど
- ⑩粉ミルク、哺乳瓶 ⑪紙おむつ
- ⑫昼食・おやつ など

※昼食・おやつは、お持ちください(原則)。

ただし、ご用意できない場合は、入所時にお申し出ください。実費(前払い)にてご用意いたします。

[昼食…1食205円、おやつ…1回100円]



保育

- ・病児保育中、病状が悪化し必要があれば、保護者へ連絡しご了解いただいたうえで、保険診療を受けていただきます。その際の費用は、別途必要となります。
- ・なお緊急時は、事後承諾になることもあります。



お迎え

- ・必ず午後6時までに迎えに来てください。
- ・利用当日分のお支払いをお願いします。

お問い合わせ/住民福祉課(☎63・3800)